

道路構造令について(1)

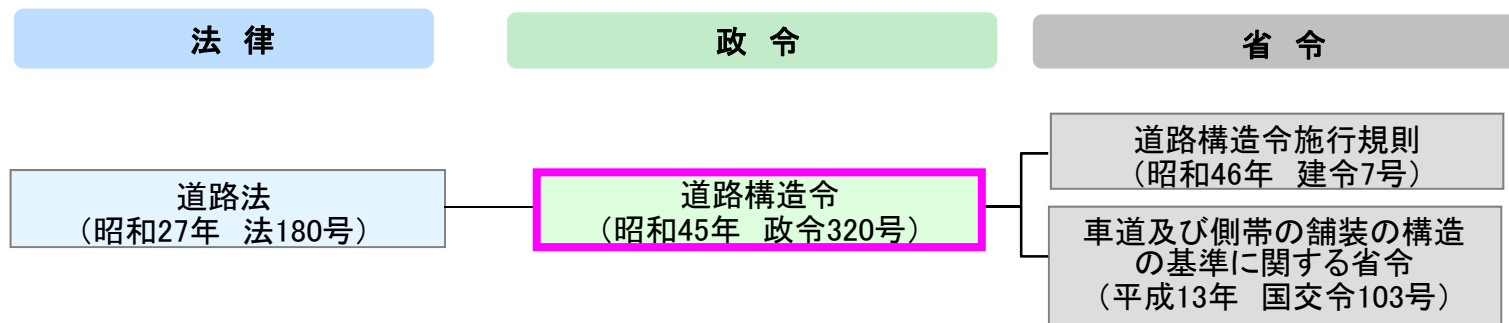
～道路構造令の概要～

はじめに

- 本資料は、道路構造令の各条文の意味、役割等の基本的な考えを紹介するために作成したものである。
- 本資料で紹介している条文については、わかりやすさや読みやすさを考え、要約や箇条書き等の加工を行っている。
- 実際の道路構造令の適用にあたっては、道路局ホームページ等で正式な条文を入手し、内容を確認していただくことが必要である。

1. 道路構造令の法律における位置づけ

- 道路法第29条により、道路の構造は、通常の衝撃に対して安全で、安全かつ円滑な交通を確保できるものでなければならないことが原則とされている。
- 法第29条の道路の構造の原則に即して、法第30条第1項及び第2項により、道路を新設し、又は改築する場合における道路の最小限保持すべき一般的技術的基準として道路構造令が規定されている。



道路法

第29条 (道路の構造の原則)

道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。

第30条 (道路の構造の基準)

第1項 道路の構造の技術的基準は、道路の種類ごとに左の各号に掲げる事項※について政令で定める。

※ 幅員、建築限界、線形、視距、こう配、路面、排水施設、交差又は接続、待避所、交通安全施設、その他必要な事項

第2項 橋その他政令で定める主要な工作物については、前項の規定による外、その構造強度について必要な技術的基準を政令で定めることができる。

2. 道路構造令の趣旨

＜道路構造令第1条＞

- ・道路構造令は、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

＜道路の新設・改築に適用＞

- 道路を新設・改築するときに適用範囲を限定していることは、法律は過去に遡り適用されないという考えと、基準に従って新設と改築が継続されることにより、将来的に統一された道路構造のネットワークが形成されるという考えに基づいている。
- そのため、道路構造令の規定に適合していない道路を、直ちに改修することは求められていない。

＜一般的技術的基準＞

- 一般的技術基準とは、道路の通常の機能を確保し、通常の自然的・外部的条件に対応する技術基準ということである。
- したがって、特殊な条件のもとに存在する道路等、通常の自然的・外部的と異なる条件にある道路については、同令によらずその構造を個別に検討する必要がある。

3. 道路構造令の特徴

- 道路構造令は、道路の安全性・円滑性を確保する観点から、最低限確保すべき一般的技術的基準を定めた法令である。
- 多くの柔軟規定が盛り込まれ、道路管理者の裁量と責任において、地域の実情に応じた幅広い運用が可能な「規範性」と「柔軟性」をあわせ持った制度となっている。

基本的な構成

<規範性>

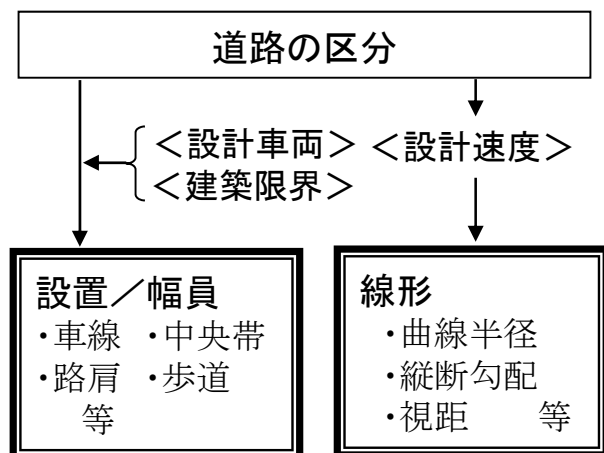
- 安全性、円滑性の確保等の観点から最小限保持すべき基準を明示

<柔軟性>

- 多くの特例措置などの柔軟規定が盛り込まれ、幅広い運用が可能

規定の内容

<道路の外形的骨格>



<各種特例措置>

- ①各規定における特例措置
やむを得ない場合の特例値、規定の適用除外等
- ②包括的な特例措置（第38条）
一定の要件を満たす小区間の応急措置としての改築の場合、包括的に多くの条文が適用除外

<工作物・構造物>

- 舗装
- 排水施設
- 交通安全施設
- 自動車駐車場
- トンネル
- 橋・高架の道路
- 防護施設 等

定量的な規定は線形や幅員に関するものに概ね限定

2段構えの柔軟規定

性能規定や設置要件に関する定性的な規定